市内障害児通所支援事業所 管理者 様

川口市福祉部障害福祉課長

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準(平成24年厚生労働省令第15号)の改正について(通知)

本市の障害福祉行政の推進につきまして日頃より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準が下記のとおり改正となりますので通知します。

記

- 1 主な内容・対象サービス
- (1) 民法等の改正に伴う懲戒権に関する規定の削除
 - ①内容(規定の削除) 民法等の改正により、懲戒権の規定が削除されたことから、省令における 懲戒権の規定を削除するもの。
 - ②対象サービス 児童発達支援センター(福祉型・医療型)
- (2) 安全確保に関する計画の策定を規定
 - ①内容(規定の追加)
 - ア 障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、事業所の設備の安全点 検、従事者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所 での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及 び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安 全計画」という。)を策定し、必要な措置を講じるもの。
 - イ 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修及 び訓練を定期的に実施するもの。
 - ウ 事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知するもの。
 - エ 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更 を行うもの。

②対象サービス

児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児 童発達支援・保育所等訪問支援

③その他

1年間(令和6年3月31日)の経過措置あり

- (3) 自動車運行時の所在確認 (乗車・降車時の点呼等)
 - ①内容(規定の追加)

事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならないもの。

②対象サービス

児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児 童発達支援・保育所等訪問支援

- (4) 送迎用車両への安全装置(ブザー等)の設置
 - ①内容(規定の追加)

事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、 当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を 備え、これを用いて障害児の降車の際の所在の確認を行うもの。

(座席が2列以下の自動車については安全装置の装備は対象外)

②対象サービス

児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス

③その他

1年間(令和6年3月31日)の経過措置あり

- (5) インクルーシブ保育における専従規定の緩和
 - ①内容(規定の追加)

保育所等に児童発達支援事業所等が併設されている場合に、児童の発達 支援に従事する職員が、障害児の支援に支障がない場合に限り、保育所等 の児童への支援も行うことができるとするもの。

②対象サービス

児童発達支援・医療型児童発達支援

2 施行日

令和5年4月1日

※懲戒権に関する規定の削除は、公布の日から施行する。

3 その他

義務化される児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける送迎用車両のブザー等の整備については、補助金が創設される予定となっています。

対象となる機器など内容につきましては、随時通知等で情報提供をさせていただくとともに、川口市のホームページにも情報を掲載いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。

https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/060/shisetsu/41077.html

【問合先】

川口市福祉部障害福祉課 施設係 金子 Tm.048-271-9442(直通)